

自然災害等の対応について

愛媛県立西条高等学校定時制

1 開校日における自然災害発生時の登校について

(1) 登校開始の時点で**西条市または居住地域**に、次の①、②のいずれかが発令されている場合は**自宅待機**とする。

① レベル3以上の氾濫、大雨、土砂災害、高潮の警報

② 暴風、大雪、暴風雪の特別警報または警報

(2) 上記の警報が**午後5時までに解除された場合は、安全に配慮して登校**する。

(3) 上記の警報が**午後5時までに解除されない場合は、当日は臨時休校**とする。

(4) 登校開始の時点で警報が発令されていない場合でも、自然災害等の状況により危険がある場合は、保護者の判断により**自宅待機**とする。その際は、保護者が必ず学校に連絡をすること。

2 公共交通機関の運休時の対応について

午後5時までに公共交通機関が利用できない場合は、当日は自宅学習とする。ただし、判断に迷う場合は、学校に連絡を取り、指示を仰ぐこと。

3 長期休業中の部活動や愛媛県定通制総合体育大会など、平常日と異なる時間に登校する場合の判断については、必要に応じて連絡する。

4 警報などの情報は、メディアで確認し、学校への問合せはしないこと。必要に応じて、「Teams」で連絡する。